



鳥取県公報

平成14年 6月10日(月)
号外第93号

毎週火・金曜日発行

目 次

訓 令	鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程の一部を改正する訓令(9) (電子県庁推進課).....	1
-----	--	---

訓 令

鳥取県訓令第9号

鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年 6月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程の一部を改正する訓令

第1条 鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程(昭和58年鳥取県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県情報処理システム事務処理規程</p> <p>(趣旨) 第1条 この訓令は、<u>情報処理システム</u>を利用して事務処理を行う場合の基本的な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>情報処理システム</u> コンピュータを利用して行</p>	<p>鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程</p> <p>(趣旨) 第1条 この訓令は、<u>電子情報処理組織</u>を利用して事務処理を行う場合の基本的な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。

(2) 主務部長 防災監、知事部局の各部長、出納局長及び地方労働委員会事務局長をいう。

(3) データ 情報処理システムを利用して行う事務処理に必要な情報をいう。

(データ保護統括者等)

第3条 総務部長は、データ保護統括者として、データの管理に関する事務を統括するものとする。

2 主務部長は、データ管理者として、データの管理に関する事務に当たるものとする。

(電子県庁推進課の所掌事務)

第4条 情報処理を効率的に行うため、電子県庁推進課は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報処理についての指導及び助言に関すること。
- (2) 情報処理についての総合調整に関すること。
- (3) 情報処理システム(電子県庁推進課が所掌するものに限る。)の管理及びその運用に関すること。

(情報処理システム導入の協議)

第5条 主務部長は、その所掌する事務の全部又は一部に係る情報処理システムを導入しようとするときは、事前に総務部長に協議しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定による協議があったときは、次に掲げる事項について検討しなければならない。

- (1) 情報処理システムの導入の必要性の有無
- (2) 他の情報処理システムとの連携の要否
- (3) 情報処理システムの仕様の適否
- (4) 情報処理システムの開発及び管理の方法の適否
- (5) 情報処理システムの導入に係る日程の適否

3 総務部長は、前項の検討の結果を主務部長に連絡しなければならない。

(1) 主務課長 知事部局の各課(室)長及び各地方機関の長、出納局の各課長並びに地方労働委員会事務局長をいう。

(2) 適用事務 電子情報処理組織を利用して処理を行う事務をいう。

(3) データ 電子情報処理組織を利用して行う事務処理(以下「電算処理」という。)に必要な情報をいう。

(データ保護統括者等)

第3条 企画部長は、データ保護統括者として、データの管理に関する事務を統括するものとする。

2 主務課長は、データ管理者として、データの管理に関する事務に当たるものとする。

(企画課の所掌事務)

第4条 電算処理を効率的に行うため、企画課は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 電算処理についての指導及び助言に関すること。
- (2) 電算処理についての総合調整に関すること。
- (3) 電算処理を行うためのシステム(企画課が所掌するものに限る。)の管理及びその運用に関すること。

(適用事務の依頼)

第5条 主務課長は、その所掌する事務の全部又は一部を電算処理しようとするときは、当該電算処理を開始しようとする年度の前年度の9月末(企画部長が特に必要と認める事務については、当該電算処理を開始しようとする日の1月前)までに、電算情報処理組織利用決定依頼書(様式第1号)を企画部長に提出しなければならない。

(適用事務の決定)

第6条 企画部長は、前条に規定する電子情報処理組織利用決定依頼書の提出があったときは、当該事務を適用事務とすることについてその適否を決定し、その結果を電子情報処理組織利用適否決定通知書(様式第2

号)により主務課長に通知しなければならない。

(委託の協議)

第7条 主務課長は、電算処理を外部に委託しようとするときは、企画課長に協議しなければならない。

2 企画課長は、前項の規定による協議があったときは、次に掲げる事項について検討しなければならない。

- (1) 委託先に関する経営状況、技術水準等の状況
- (2) 委託先におけるデータ保護管理に関する規程及び体制の整備状況
- (3) 委託契約書に明記すべき事項
 - ア データの機密保持に関する条項
 - イ 再委託の禁止又は制限に関する条項
 - ウ 指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する条項
 - エ データの複写及び複製の禁止又は制限に関する条項
 - オ 事故発生時における報告義務に関する条項
 - カ アからオに掲げる条項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する条項
- (4) 必要に応じ、委託契約書に明記し、又は覚書を取り交わす等の措置をすべき事項
 - ア データの授受及び搬送に関する事項
 - イ 委託先におけるデータの保管及び廃棄に関する事項
 - ウ 作業場所、作業範囲、作業内容及び作業責任区分に関する事項
 - エ 作業内容等の変更に関する事項
 - オ 委託先におけるデータ保護技術に関する事項
 - カ 検査の実施に関する事項

(委託に係る留意事項)

第6条 主務部長は、情報処理システムの開発又は運用を委託しようとするときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 委託先に関する経営状況、技術水準等の状況
- (2) 委託先におけるデータ保護管理に関する規程及び体制の整備状況
- (3) 委託契約書に明記すべき事項
 - ア データの機密保持に関する条項
 - イ 再委託の禁止又は制限に関する条項
 - ウ 指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する条項
 - エ データの複写及び複製の禁止又は制限に関する条項
 - オ 事故発生時における報告義務に関する条項
 - カ アからオまでに掲げる条項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する条項
- (4) 必要に応じ、委託契約書に明記し、又は覚書を

取り交わす等の措置を講ずべき事項

ア データの授受及び搬送に関する事項

イ 委託先におけるデータの保管及び廃棄に関する事項

ウ 作業場所、作業範囲、作業内容及び作業責任区分に関する事項

エ 作業内容等の変更に関する事項

オ 委託先におけるデータ保護技術に関する事項

カ 検査の実施に関する事項

(データの管理)

第7条 主務部長は、データについて、漏えい、滅失、き損等を防止するため、データの授受、搬送、保管及び廃棄について必要な措置を講じ、データの管理を適正に行わなければならない。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、情報処理に関し必要な事項は、別に定める。

(データの管理)

第8条 主務課長は、適用事務に係るデータについて、漏えい、滅失、き損等を防止するため、データの授受、搬送、保管及び廃棄について必要な措置を講じ、データの管理を適正に行わなければならない。

(企画課長への報告)

第9条 主務課長は、適用事務に係る資料を作成し、又は適用事務の内容を変更し、若しくは電算処理を廃止したときは、速やかに、企画課長へ報告しなければならない。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、電算処理に関し必要な事項は、別に定める。

第2条 鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この訓令は、平成14年6月10日から施行する。